

■安全対策の要件

- ① 活動組織は、森林施業技術の向上に努めるとともに、十分な安全対策を講じること。
- ② 立木の伐採や刈払機の使用など危険を伴う作業を行う場合には、活動組織の**安全講習を受けている者**に作業させること。
- ③ 作業は、安全対策を徹底し、**一人作業はしない**で下さい。なお、**危険な作業は森林組合などに委託**して下さい。
- ④ 作業においては、必ず安全な服装、**ヘルメット着用**を厳守して下さい。（提出写真で確認）
- ⑤ 活動の危険度に応じた適切な**傷害保険に必ず加入**して下さい。
- ⑥ **活動年度の作業前**に安全講習を実施して下さい。
- ⑦ 事故が発生した場合は、**被災者の手当てを最優先**。その後、地域協議会に**事故内容を報告**し、「**災害発生概要**」を提出して下さい。

4 新規団体の立ち上げから採択申請までのステップ

ステップ1. 対象地域と参加者の決定

- どこで活動するかを決める
- 参加者を募る（参加同意書作成）
- 活動組織の名称と規約を作成（模範様式有り）
- 活動対象地の森林所有者と協定を結ぶ（模範様式有り）

ステップ2. 活動内容の話し合い

- どのような里山林にしたいか
- どんな活動内容にするか
- 地域協議会に相談する

ステップ3. 地域協議会へ申請

- 3か年間の活動計画（活動計画書）を作成
- 人件費等活動に関する取り決めを決定（3年間は同じ単価）
- 資機材を購入する場合は見積書を徴収（原則1年目に購入）
- 委託する場合は2社以上から見積もりを徴収
- 活動森林の現状を写真撮影（長期にわたり手入れがされていない林内状況）
- 地域協議会に提出する前、市町村担当者と意見交換
- 活動計画書、採択申請書等を作成し、地域協議会のヒアリングを受ける

【参考】申請に必要な書類

提出書類	注 意 点
1 採択申請書（様式第12号）	交付金の上限は単年度500万円
2 活動計画書（様式第11号）	3年間の取組概要など詳しく記載
3 参加同意書（様式第8号 別紙）	年度途中に変更があった場合は再提出
4 規約（様式第8号）	会の自立的活動のため会費の徴収が必要
5 協定書（様式第9号）	協定書は3年以上で結ぶ。森林所有者が構成員でも必要
6 計画図（1/5,000以上）	活動場所の森林計画図、または縮尺5,000分の1以上の図面を添付
7 対象森林の現況写真	活動区域・メインメニュー毎に3枚以上。遠景、近景など視点を変えて撮影。
8 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	
9 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（様式14号）	R6新規
10 その他	申請内容の説明に必要な資料

※様式等はデータで提供します。

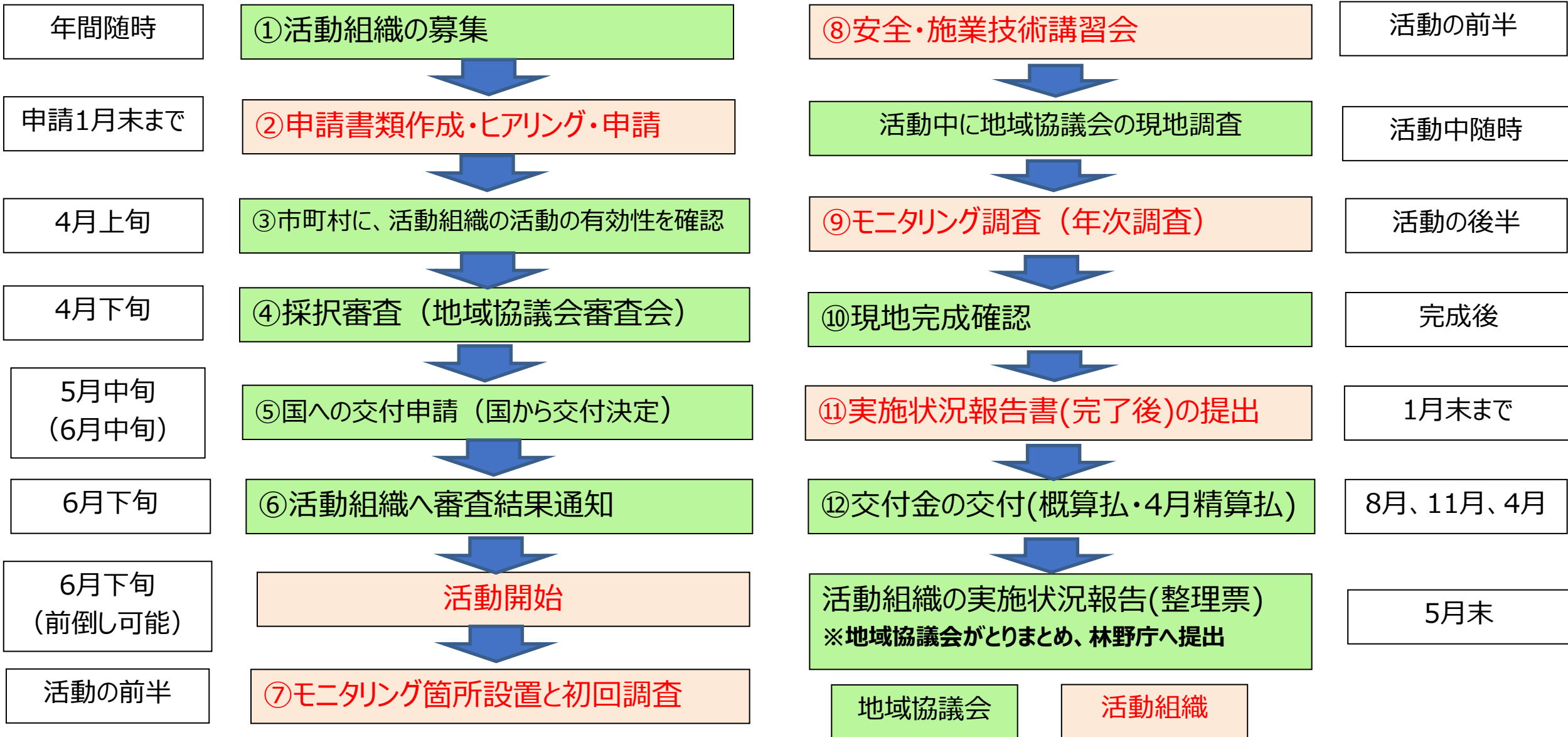
【参考】申請前に、ご一読いただきたい資料

- ・次の資料は、事業実施を検討したい方にデータで提供しますので、ご連絡下さい。
また、採択後に、これらの資料が改正された場合は、改正内容を遵守して下さい。

- ①「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」標準ガイドブック
(Q&A集、モニタリング調査のガイドラインを含む) (令和7年6月版)未定稿
- ②【林野庁HP】森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱
(令和7年4月1日施行)
- ③【林野庁HP】里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領
(令和7年4月1日施行)
- ④活動組織向け「写真の撮り方ガイド(令和6年4月改訂版)」
- ⑤その他、林野庁及び地域協議会が定めた資料

■活動予定森林の位置や範囲(林班、小班)、森林状況の概要(衛星写真)を知りたい場合は、
秋田県森林情報公開サービス「<https://akitafmd-akitafmd.hub.arcgis.com/>」【秋田県農林
水産部森林資源造成課】を利用してみてください。

【参考】 事業申請から交付金交付までの流れ



5 令和8年度採択申請書等の提出期限

■新規団体の場合

- ・ **令和7年11月末までに仮提出、令和8年1月末まで本提出**（仮提出前に地域協議会が現地調査し、ヒアリング等を実施）

■継続団体の場合

- ・ 令和8年度が3年計画の2年目の団体（3団体）と3年目の団体（3団体）は、**令和7年12月中旬までに仮提出、令和8年2月末までに本提出**（ヒアリング等を実施）

※林野庁の令和8年度要望額調査（1月中旬に報告）に合わせ、地域協議会は12月末までに事業申請予定団体の要望額をとりまとめます。

【参考】林野庁 令和8年度予算 概算要求 (PR版)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
森林・山村地域活性化振興対策

令和8年度予算概算要求額 1,087百万円 (前年度 951百万円)

<対策のポイント>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、事業体による経営管理がされにくい、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

5年以上継続的に活動している活動組織の割合 (70% [令和11年度])

<事業の内容>

里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する森林資源（針葉樹、広葉樹）を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

育成

実践

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催
- 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施
- 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最人12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最人33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に針葉樹を活用する活動への支援

最人19.1万円/ha



半林半X等により本格的に広葉樹を活用する活動への支援

最大24.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



6 申請書等の提出先・問合せ先

○秋田の森林活用地域協議会

(あきた森づくり活動サポートセンターに併設)

【事務局】 2 名 事務局長 沼倉直人
事務局員 清水政枝

- 〒019-2611 秋田市河辺戸島字上祭沢38-4
秋田県森林学習交流館 プラザクリプトン内
- 電話 018-882-5570（サポートセンターと共通）
- FAX 018-882-5571（サポートセンターと共通）
- E-mail : akt-chikyuu@forest.ocn.ne.jp

※里山林活性化による多面的機能発揮対策は国の支援事業です。

国のお金が適切に使われているかをチェックする会計検査院の検査対象になっています。